

**障害福祉サービスにおける質の確保とキャリア形成に関する研究
サービス管理責任者等養成研修の現状と課題（分担研究報告書1）**

分担研究者 高木 憲司（和洋女子大学 准教授）

研究要旨：

障害者自立支援法によって平成18年4月より、障害福祉サービス事業所にサービス管理責任者（後に児童発達支援管理責任者も追加、以下「サービス管理責任者等」という）の配置が規定された。そのため、都道府県においてサービス管理責任者等の研修が毎年開催されるようになった。同時に厚生労働省はサービス管理責任者指導者養成研修を毎年実施してきた。本研究では、障害福祉サービスの質の確保とキャリア形成の観点から、サービス管理責任者等研修に関する現状を概観し、これらの研修修了者に対するサービスの質が確保されているかの先行研究を取り上げ、サービス管理責任者等研修の現状と課題を明らかにすることを目的とした。その結果、①現在のサービス管理責任者等研修だけではサービスの質の確保が困難であること、②現在実施されていない更新研修及び現任研修に対するニーズがきわめて高いこと、③研修内容特に分野別研修が実態に即していないため現場における研修の有効性が低いこと等が明らかになった。

これらの先行研究の成果から、①更新研修によるフォローアップの機会の提供、②専門分野やマネジメント分野のスキルアップのための研修機会の提供、③分野別研修の統合を図りサービス管理責任者等のミッション、機能、役割等の明確化、そのための基本的な知識やスキルの習得に重点をおくこと等の課題が浮き彫りになった。

A. 研究目的

平成18年4月より障害者自立支援法が施行され、サービス管理責任者（後に児童発達支援管理者も追加、以下、「サービス管理責任者等」という）が障害福祉サービス提供事業所に配置されるようになった。そのため、都道府県においてサービス管理責任者等の研修が毎年開催されるようになった。同時に厚生労働省はサービス管理責任者指導者養成研修を毎年実施してきた。障害福祉サービスの質の確保とキャリア形成の観点から、本研究では、①サービス管理責任者等研修に関する現状を把握すること、②サービス管理責任者等の研修のあり方に関する先行研究を調査し、サービス提供従事者のキャリア形成の観点からサービス管理責任者等の研修の課題を明らかにすることを目的とした。

B 研究の方法

1. 調査の手続き

サービス管理責任者等の研修の現状と課題を明らかにするために、まず、サービス管理責任者等の研修システムを把握する。その後、サービス管理責任者等の研修に関する調査研究の文献研究を行う。

2. 文献調査対象

サービス管理責任者等の研修システムに関しては、障害者総合支援法並びに政省令、国が主催するサービス管理責任者等指導者養成研修の研修資料を対象とした。サービス管理責任者等の研修に関する研究は少なく、サービス管理責任者等の研修に関する調査研究の文献研究は、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」

(以下「H24調査」という)を対象とした。H24調査からサービス管理責任者等養成における現状と課題を明らかにするとともに、ニーズ分析と設計の作業を行い、研修体系案と研修プログラム案(素案)の作成へつなげる。

(倫理面への配慮)

本研究は、法律及び政省令、国の指導者養成研修の資料であること、また文献研究であることから、倫理面への配慮は特段必要ないと判断した。

C. 研究結果

1. サービス管理責任者等の法的な位置づけ

(1) 障害福祉サービス事業者等の責務

障害者総合支援法の第42条に「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務」が以下の通り規定されている。

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

また、児童福祉法においても、第21条の5の17において以下の通り規定されている。

指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者(以下「指定障害児事業者等」という。)は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

3 (略)
~~~~~  
同様に、第24条の11においては以下の通り規定されている。

指定障害児入所施設等の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2 指定障害児入所施設等の設置者は、その提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。

3 (略)  
~~~~~

以上のように、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されたように、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関、指定障害児入所施設においては、関係機関との緊密な連携を図るとともに、サービスの質の評価等によりサービスの質の向上に努めなければならないこととされた。

(2) サービス管理責任者等配置基準

障害者総合支援法第42条、児童福祉法第21条の5の17及び第24条の11を根拠として、サービス管理責任者の配置を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、また、児童発達支援管理責任者の配置を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に規定した。

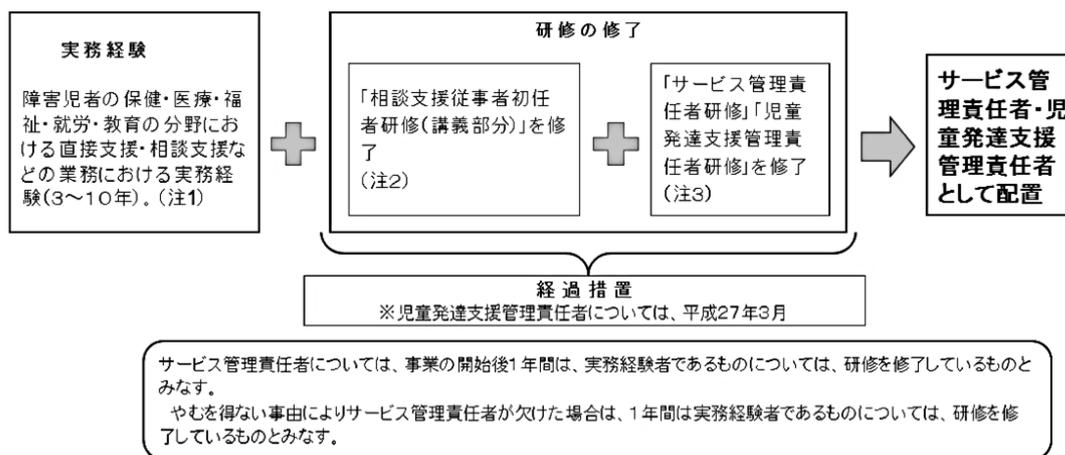
この規定に従い、表1に示す障害福祉サービス事業者等にサービス管理責任者等を配置しなければならないこととされた。

表1 サービス管理を行う者と事業者

サービス管理を行う者	障害福祉サービス事業者
サービス管理責任者	生活介護事業者
	療養介護事業者
	自立訓練（生活訓練）事業者
	自立訓練（機能訓練）事業者
	就労移行支援事業者
	就労継続支援A型事業者
	就労継続支援B型事業者
	就労移行支援事業者
	共同生活援助
児童発達支援管理責任者	児童発達支援事業者
	児童発達支援センター
	障害児施設入所支援

さらに、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（厚生労働省告示第544号）において、具体的にサービス管理責任者等の要件を規定している。図1及び図2に示す実務経験の要件を満たした者で研修を修了した者がサービス管理責任者等として配置される。研修は、相談支援従事者初任者研修の講義部分（11.5時間以上）とサービス管理責任者研修の講義及び演習（19時間以上）から構成されている。

図1 サービス管理責任者等の要件



(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。(H24.4以前に事業開始の場合はH27.3末まで)

図2 サービス管理責任者等の実務経験

業務の範囲		サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 業務内容	実務経験年数
障害者の分野にA お医者A 福祉業務A 就労A	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

2. サービス管理責任者等の研修の現状

(1) 研修の体制

研修の体制については、図3の通り、国が実施する指導者養成研修を受講した者が都道府県の講師となり、各都道府県研修を実施する体制となっている。

演習は分野別（介護・地域生活（身体）・

地域生活（知的・精神）・就労・児童）に分かれて実施することとなっており、例えば、介護分野の演習を受けてサービス管理責任者となった者は、就労や児童など他分野のサービス管理責任者とはなれないため、再度受講する必要がある。

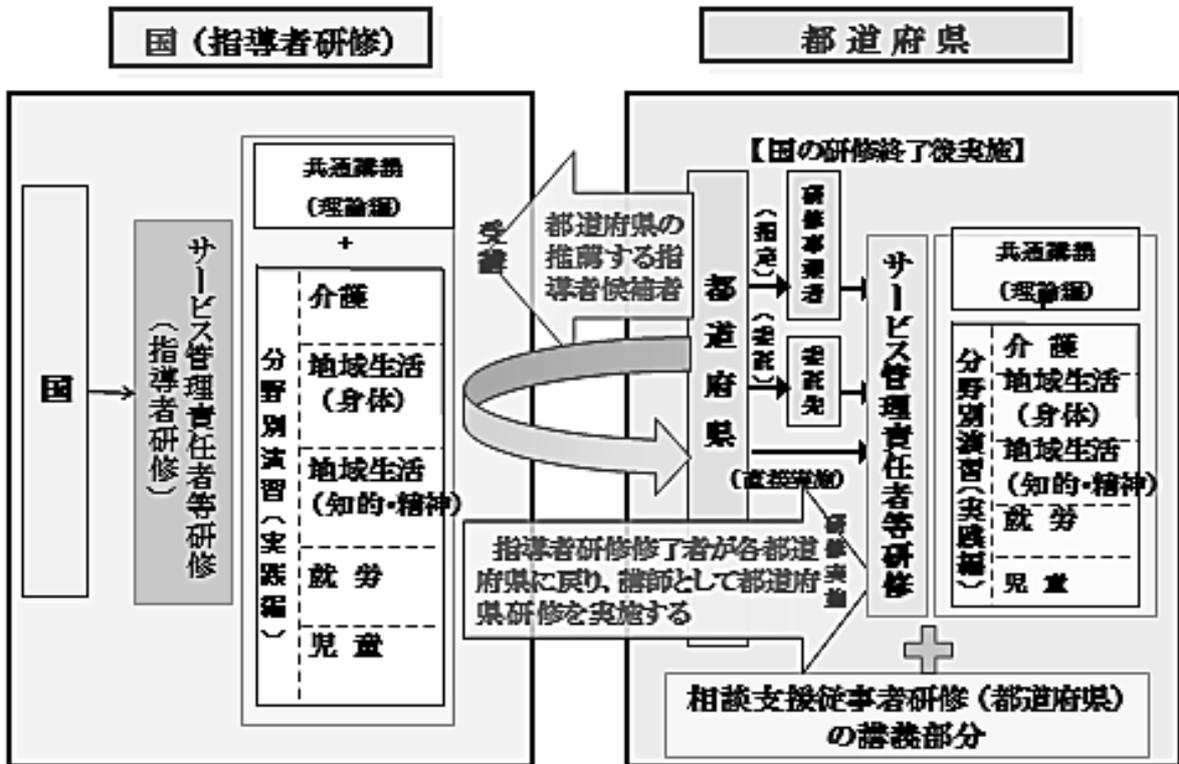


図3 サービス管理責任者等の研修体制

現行のサービス管理責任者研修の標準カリキュラムを図4に示す。

図4 サービス管理責任者研修標準カリキュラム

科 目	区 分	内 容	時間数
1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割	共通	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割及び児童福祉法における障害児支援制度や支援内容、支援の質を確保するために必要な児童発達支援管理責任者の基本的な役割等について解説	2
サービス提供及び支援提供のプロセスと管理	共通	サービス提供及び支援提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連携	共通	実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築及び支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2
2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）			
アセスメントとサービス提供の基本姿勢	分野別	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）			
「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究①」（アセスメント編）	分野別	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4
「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究②」（個別支援計画編）	分野別	事例研究①と同様に、障害内容等の異なるより困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかと言った観点から演習を展開する。	3
サービス内容のチェックとマネジメントの実際（模擬会議）	分野別	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3
合 計			19

サービス管理責任者研修事業の実施について（障発第 0830004 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

3. サービス管理責任者等研修の課題（H24調査より）

（1）H24 調査結果から導き出された課題

【サービス管理責任者の現状における課題】

● サービス管理責任者養成研修受講時の受講者の質およびサービス管理責任者資格取得後におけるサービス管理責任者の質の担保が困難である。

● サービス管理責任者として質の高さが求められていない。結果としてサービス管理責任者個々のモチベーション、施設・事業所のサービス管理責任者業務に対するモチベーションとも高まらない。

【養成研修の課題】

● 更新研修および現任研修に対するニーズが高いにも関わらず、現状では1度の養成研修のみしか規定されていない。（更新研修・現任研修がない）

● 研修内容（特に分野別研修）が実態に即していないため現場における有効性が低い。

（2）調査結果から導き出された課題の整理

● サービス管理責任者の質の担保について

→ 更新研修の実施：

サービス管理責任者資格取得後も一定期間ごとの更新研修の受講を義務付けることにより最低限必要な知識・スキルを担保する。

● 研修実施主体である都道府県の負担軽減について

→ 研修の統合：

現場において有効性が低い分野別研修の内容を吟味し、初任者研修において統合する。これにより研修実施主体である都道府県の負担軽減を図る。

● サービス管理責任者の質の向上について

→ 実務者研修の導入：

統合された分野別研修を実態に合わせて事業別や障害特性別等の研修や、さらなるレベルアップを目指す等の個々のニ

ズに応じた研修等のプログラムを提供する。（現行の分野別研修で行われていた専門性に関わる内容についても補完する）

【サービス管理責任者養成研修体系の方向性】

● 研修体系を一度の養成研修のみでなく、サービス管理責任者取得後も更新研修によるフォローアップ機会と、さらに自らの専門分野やマネジメント分野のスキルアップのための研修機会を提供する

● 分野別研修については、現状において研修内容が現場のニーズと必ずしも合致していないと考えられるため統合し、サービス管理責任者養成研修においては、サービス管理責任者のミッション、機能、役割と、そのために必要な基本的な知識・スキルの修得に重点を置く

（3）導き出されたサービス管理責任者の『ミッション』

① サービス利用者に対する基本姿勢の理解

利用者に対してどのような考え方のもとに何を提供するのかについての理解

② サービスの質の担保

利用者のニーズに適切に対応したサービスの提供

③ 地域づくりのメンバーとしての役割

地域との関係性の構築に積極的に参加し、利用者を地域全体で支える

④ 支援会議の運営

他職種との協働による支援を円滑かつ効率的にマネジメントする

⑤ サービス提供者の育成

自らの成長（セルフマネジメント）のみでなく、事業所のサービス提供者の成長を促し、サービスの質の向上を目指す

（4）研修体系のイメージ

上述の考え方のもと、以下の研修体系を提案した。

I. サービス管理責任者養成研修：

サービス管理責任者養成研修でサービス管理責任者のミッション、ベースとなる基礎知識・技術、個別支援計画作成技術・ノウハウを習得

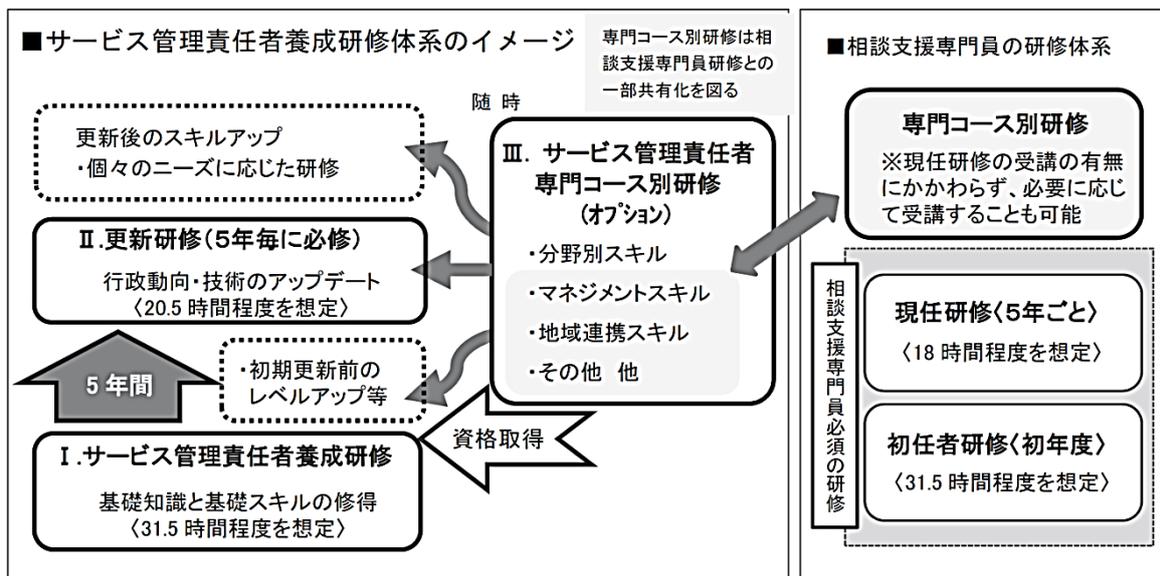
II. 更新研修：

サービス管理責任者取得後も必要となる法制度の更新等

Ⅲ. 専門コース別研修 :

サービス管理責任者個々の提供サービス内容や、個々のスキルの不足部分・必要部分に応じた研修

図5 サービス管理責任者養成研修体系のイメージ (H24 調査)



(5) サービス管理責任者養成研修の将来的に進むべき方向等について

H24 調査では、提言として、現状ですぐに着手できなくても、制度変更も含めて将来的に進むべき方向として以下が考えられる、としている。

① サービス管理責任者の質の担保について

養成研修受講時点において必要な知識・スキルを要していない受講者を除外するためのスクリーニング、研修修了時の質の担保のための試験の実施等を検討する。

- ・経歴(指導員歴、主任歴等)による受講資格の設定
- ・受講資格を有さない場合: 事前研修の受講や養成研修受講のための試験の実施
- ・研修修了試験の実施
- ・研修修了時の力量が不十分な場合の再履修等

② 研修実施主体について

都道府県による研修実施が限界に近い状況にある。今後Ⅲの専門コース別研修を実施する場合には、既存の団体との協力や

指定制度の活用、新たな団体設立を含めた体制作りの検討が必要と考えられる。

- ・自立支援協議会との連携の検討
- ・地域の支援会議での実践の学び
- ・学校法人、社会福祉協議会等による法定研修の実施(指定制度の活用等)の検討
- ・サービス管理責任者の質を担保する団体設立の検討

③ 基礎研修の他資格とのタイアップの可能性について

養成研修の研修内容あるいは試験内容の一部ないし全部を社会福祉士・精神保健福祉士等の国家資格と共通化(タイアップ)する可能性の検討。要件を十分に吟味したうえで基礎研修の部分を他の国家資格と共通化すれば、都道府県が養成研修において責任を負う必要がなくなる可能性がある。

④ 施設・事業所およびサービス管理責任者のモチベーションについて

質の高いサービスを提供する施設・事業所およびサービス管理責任者に対してインセンティブを提供することが必要では

ないか。例えば初任者研修受講後の期間(5年間)に受けたⅢ専門コース別研修の受講内容に応じて更新研修後に加算がつく、さらに5年後以降のⅢ専門コース別研修の受講に応じた加算がつくといった体系の検討が考えられる。

具体化のためには、まずはⅢ専門コース別研修のような専門研修のようなものは、都道府県が認めた研修で、年間の取得単位数を決めて道をつけるために県が指定しているという公的位置づけがあることが、将来的に加算要件となるためには重要となる。

⑤ サービス管理責任者の地域への参加の推進について

サービス管理責任者のミッションのひとつである地域づくりのメンバーとしての役割を推進する。その方法の一つとして、自立支援協議会への参加を促すために自立支援協議会におけるサービス管理責任者の役割と機能を明示した上で、サービス提供部会を設置するなど、サービス管理責任者が参加しやすい環境づくりを行う。

D. 考察

H24 調査結果から導き出された課題と課題解決の方向性

サービス管理責任者については、事業所内での個別支援計画作成をはじめとした利用者支援のマネジメント、また、サービス提供職員への指導・助言などが業務となっており、事業所における支援の要であるにもかかわらず、その質の担保は図られていない現状がある。これを打開するための一つの方策として、研修体系の面から質の担保を行っていく方法が有効であると考えられる。特に、更新研修および現任研修に対するニーズが高いにも関わらず、現状では更新研修・現任研修が設定されていない。また、研修内容(特に分野別研修)において、身体障害者のグループホーム分野であっても「地域生活(知的・精神)」の研修を受講することとなっているなど、実態に即していないため現場における有効性が低くなっている。

サービス管理責任者の質の担保を図るために、更新研修および実務者研修の実施が提案されている。これらについては、都

道府県やサービス管理責任者からもニーズが高く、実施に向けた具体的提案が必要になると考えられる。

研修実施主体である都道府県の負担軽減を図るために、現在、5分野に分かれている研修の統合について、具体的な提案が必要になると考えられる。さらに、統合された分野別研修を実態に合わせて事業別や障害特性別等の研修、さらなるレベルアップを目指す等の個々のニーズに応じた研修等のプログラムについても提案が必要となるであろう。

サービス管理責任者養成研修体系の方向性としては、研修体系を一度の養成研修のみでなく、サービス管理責任者取得後も更新研修によるフォローアップ機会と、さらに自らの専門分野やマネジメント分野のスキルアップのための研修機会を提供することが必要であり、そのための研修体系の構築及びプログラム、テキストの作成が必要となる。また、分野別研修については、現状において研修内容が現場のニーズと必ずしも合致していないと考えられるため統合し、サービス管理責任者養成研修においては、サービス管理責任者のミッション、機能、役割と、そのために必要な基本的な知識・スキルの修得に重点を置く基礎的な研修と、サービス提供職員に対して指導・助言が行え、支援会議の運営や地域との連携ができる人材として育成する実践的な研修を実施する必要があると考えられる。

E. 結論

サービス管理責任者等の法的位置づけを法令から明らかにするとともに、養成研修の現状について、法令及びサービス管理責任者等指導者養成研修の研修資料(厚生労働省)等により、サービス管理責任者等の研修システムを把握した。

サービス管理責任者等の研修に関する過去の文献として、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」を対象とし、サービス管理責任者等養成における現状と課題を明らかにした。

以上の基礎的研究に基づき、ニーズ分析

と設計の作業を行い、研修体系案と研修プログラム案の作成へつなげる。

参考文献

(株) ピュアスピリッツ, 平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」報告書, 2013年3月

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし